ノ四種トス

一、名譽團員ハ學識名望アル者及ビ本團ニ對シ功績アルモノニシテ本團ヨリ推薦シタルモノ
二、賛助團員ハ本團ノ趣旨ニ賛同シ本團ヲ援助セラルルモノ
三、特別團員ハ大阪印刷同業者ノ子弟又ハ店舗、工場ニ從事スル滿廿五才以上ノモノ
四、正團員ハ同上滿十五才以上滿廿五才以下ノモノ

第四條　團員ニハ本團所定ノ徽章ヲ交付スルモノトス
第五條　本團ヲ脱退シタルモノハ直ニ徽章ヲ返還スベシ
第六條　正團員ハ分團及班ニ所屬スルモノトス
分團ハ五班トシ一班ハ約十名ノ團員ヲ以テ組織ス
分團及班ノ配置ハ團長之ヲ定ム
第七條　特別團員ハ各分團ニ配屬シ正團員ノ指導ニ任ズルモノトス
第八條　特別團員及正團員ノ資格ニ該當スルモノハ何時ニテモ入團スルコトヲ得
第九條　本團員ニシテ本團ノ体面ヲ汚辱スルノ行爲アリタルモノハ忠告ヲ爲シ尚改心セザルモノハ評議員會ノ決議ニヨリ除名ス

第三章　役員及分團

第十條　本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長	一名
副團長	二名
理事	七名
評議員	三十名

團長及副團長ハ大阪印刷同業組合正副組長ヲ推薦ス
理事ハ評議員會ニ於テ選擧ス
評議員ハ半數ハ團長之ヲ依囑シ半數ハ分團長之ヲ選擧ス

二、資産ノ管理并ニ處分ニ關スルコト
三、團則ノ制定變更及廢止ニ關スルコト
四、役員ノ選擧
五、名譽團員ノ推薦
六、其他重要ノ事項

第十六條　評議員五名以上ノ請求アルトキハ團長ハ評議員會ヲ開催スベシ
第十七條　團長ハ團体運動ニ關シ分團長會議ヲ開催スルコトアルベシ

第五章　會費及會計

第十八條　特別團員及正團員ノ會費ハ一ヶ月金拾錢トス
二ヶ月以上ノ滯納者ハ脱退者ト看做ス
脱退者ニハ既往ノ會費ヲ返還セズ
第十九條　賛助團員ニハ一ヶ月金壹圓以上ノ出金ヲ請フモノトス
第二十條　本團ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ會務ヲ整理ス
第廿一條　本團ノ經費ハ會費及ビ其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
第廿二條　本團ハ寄附金ヲ受クルコトヲ得
第廿三條　本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ニ終ル
第廿四條　經費ノ計算ハ四月末日マデニ調製シ評議員會ノ審査ヲ經テ團員ニ報告スルモノトス

附　則

第一條　本團ハ大阪市青年聯合團ニ加入スルモノトス
第二條　本團則ノ改正ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

西區立賣堀南通四丁目二番地
大阪印刷業青年團事務所
電話新町一八二一番

大阪印刷業青年團設立趣意書

青年は社會の繼紹者でありまして國家將來の運命を其の双肩に荷ふべき頗る重大なる使命を有するものであります、それ故に青年の指導教養に關する施設の振興は國家存立上極めて重要な事で晩近朝野有識の士の之に關する主張論議等頓に盛んなるを見るに至つた次第であります

されば政府當局に於ては屢に訓令を發し青年團体施設の方針並に指導の要綱を指示し汎く地方有司に向つてこれが設置改善を勸奬して以來各地方相競ふて該施設に努力しつゝあるは世人の齊しく認むるところで殊に曠古の大戰亂終局後に於ける世界の趨勢に鑑みて更に一日の苟安を許さぬ喫緊事であるを切實に感ずる次第であります

次に我大阪市に於ける青年教養の状態を見まするに市當局者の以上の見地に基く勸奬と先覺者の指導と両々相俟つて既に大正六年六月他の大都市に卒先して青年團を設置せられ青年教養上の眼目、團員修養の規準を其綱領に明示し以て市の中央機關として此種團体を連絡統一すると同時に更に新施設に對し着々勸奬の歩を進められ今や全市に亘つて新團体の組織さるゝもの逐次増加するの現状にあるのであります

翻て我大阪市の印刷業は近時急足の進展を來し年額一千余萬圓抱擁從業人員約五千を算するに至つたのは斯業のため洵に慶賀すべき事であります、乍併未だ之れを以て滿足すべきものではありません尚進んで奮勵努力し今日の盛況をして更に一段の向上進歩を致させねばならぬと同時に職に斯業に携はる所謂斯業の繼紹者‖從業者を統一的に指導教養し智能を啓發し德性を涵養せしむる一方亦體力を練り健康を增進せしむることは極めて重要なる問題であつて寧ろ斯かる施設を今日迄實現し得なかつた事を遺憾に思ふ程でありまして隨つて最早此上一日の遷延をも許さぬ焦眉の急務となつて吾人の前に提案せらるゝに至つたのであります

惟ふに社會百般の事業一として國家存立上忽かせにしてよいものはありませぬが就中印刷業は最も文化的で即ち斯業の發展と否とは繫つて國家の消長に至大の關係を有するものでありまして隨つて社會上重要の地位に在ることは何人も之を否定し得ないところでありますそれ故此名譽ある業務に携はる青年は常に精神の修養を怠らず品性の向上を圖り以て他の模範たるべき覺悟の下に忠實業務に携はらなければならぬのであります

併しながら青年時代は思想未だ堅固ならず爲めに動もすれば隨所に伏在する危險と誘惑のために其の心身を萎微衰耗せしむる事がありますから是非一個の統一ある修養機關を設けて教養指導し青年各自の自覺を促さなければならない事で此施設は畢竟先覺者が社會の後繼者たる青年に對する責務に外ならぬのであります

本組合は以上の趣旨に基き今回組合員諸氏の協力を得て茲に印刷業青年團の成立を見るに至つたもので青年教養上の眼目並に團員修養の規準は本團綱領に揭ぐる如く又事業方法は同團則に據るものであります

尚本青年團の將來は單に團員の品性を涵養し斯業の進展を助成せしむる甚大なる任務を荷ふるに止まらず亦本市聯合青年團の一分團として公益事業に貢献せなければなりません而して此使命を完うするには組合員諸氏の後援を要するは勿論從事員各自の緊奮努力に俟たなければならぬのであります。之を要するに本團は如上の主旨によつて設立せしものでありますから意の存する所を御了得あり斯業界の爲め振つて御賛助あらんことを切に希望する次第であります。

大正八年十月

大阪印刷同業組合